

**新旧対照表**  
**【電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて（平成20年6月13日財関第678号）】**  
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																																																						
電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて  標記のことについて、「電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令」(平成20年政令第196号。以下「令」という。)の施行に伴う取扱いについては、関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)の規定によるほか、下記により取り扱うこととしたので、了知ありたい。	電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて  標記のことについて、「電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令」(平成20年政令第196号。以下「令」という。)の施行に伴う取扱いについては、関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)の規定によるほか、下記により取り扱うこととしたので、了知ありたい。																																																						
記	記																																																						
1～4 (省略)	1～4 (同左)																																																						
5 不当廉売関税が課される申告の端数計算  不当廉売関税が課される場合の端数計算は、次のとおりとなるので留意する。  (例) スペイン原産の特定貨物の例 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">① 一般関税 (CIF 價格)</td> <td style="width: 10%;">(税率 (協定税率))</td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> <tr> <td>3,285,932円</td> <td>3.3%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td>↓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3,285,000円 × 0.033 =</td> <td>108,405円 (端数処理前)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(端数処理後)</td> <td>↓</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>108,400円 (端数処理後)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(納付税額)</td> <td></td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">② 不当廉売関税 (CIF 價格)</td> <td style="width: 10%;">(税率)</td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> <tr> <td>3,285,932円</td> <td>14.0%</td> <td></td> </tr> </table>	① 一般関税 (CIF 價格)	(税率 (協定税率))		3,285,932円	3.3%		↓	↓		3,285,000円 × 0.033 =	108,405円 (端数処理前)		(端数処理後)	↓			108,400円 (端数処理後)			(納付税額)		② 不当廉売関税 (CIF 價格)	(税率)		3,285,932円	14.0%		5 不当廉売関税が課される申告の端数計算  不当廉売関税が課される場合の端数計算は、次のとおりとなるので留意する。  (例) スペイン原産の特定貨物の例 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">① 一般関税 (CIF 價格)</td> <td style="width: 10%;">(税率 (協定税率))</td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> <tr> <td>3,285,932円</td> <td>3.3%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td>↓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3,285,000円 × 0.033 =</td> <td>108,405円 (端数処理前)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(端数処理後)</td> <td>↓</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>108,400円 (端数処理後)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(納付税額)</td> <td></td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">② 不当廉売関税 (CIF 價格)</td> <td style="width: 10%;">(税率)</td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> <tr> <td>3,285,932円</td> <td>14.0%</td> <td></td> </tr> </table>	① 一般関税 (CIF 價格)	(税率 (協定税率))		3,285,932円	3.3%		↓	↓		3,285,000円 × 0.033 =	108,405円 (端数処理前)		(端数処理後)	↓			108,400円 (端数処理後)			(納付税額)		② 不当廉売関税 (CIF 價格)	(税率)		3,285,932円	14.0%	
① 一般関税 (CIF 價格)	(税率 (協定税率))																																																						
3,285,932円	3.3%																																																						
↓	↓																																																						
3,285,000円 × 0.033 =	108,405円 (端数処理前)																																																						
(端数処理後)	↓																																																						
	108,400円 (端数処理後)																																																						
	(納付税額)																																																						
② 不当廉売関税 (CIF 價格)	(税率)																																																						
3,285,932円	14.0%																																																						
① 一般関税 (CIF 價格)	(税率 (協定税率))																																																						
3,285,932円	3.3%																																																						
↓	↓																																																						
3,285,000円 × 0.033 =	108,405円 (端数処理前)																																																						
(端数処理後)	↓																																																						
	108,400円 (端数処理後)																																																						
	(納付税額)																																																						
② 不当廉売関税 (CIF 價格)	(税率)																																																						
3,285,932円	14.0%																																																						

## 新旧対照表

(別紙 4)

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
$3,285,000円 \times 0.14 = 459,900円$ (端数処理前) $459,900円$ (端数処理後) (納付税額)	$3,285,000円 \times 0.14 = 459,900円$ (端数処理前) $459,900円$ (端数処理後) (納付税額)
③ 消費税 (内国消費税等課税標準額) (税率) $3,285,932+108,400+459,900=3,854,232円$ <u>6.3%</u> $3,854,000円 \times 0.063 = 242,802円$ (端数処理前) (端数処理後) $242,800円$ (端数処理後) (納付税額)	③ 消費税 (内国消費税等課税標準額) (税率) $3,285,932+108,400+459,900=3,854,232円$ <u>4%</u> $3,854,000円 \times 0.04 = 154,160円$ (端数処理前) (端数処理後) $154,100円$ (端数処理後) (納付税額)
④ 地方消費税 (税率) $242,800円$ <u>17/63</u> $242,800円 \times \frac{17}{63} = 65,517円$ (端数処理前) (円位未満切り捨て) $65,500円$ (端数処理後) (納付税額)	④ 地方消費税 (税率) $154,100円$ <u>25%</u> $154,100円 \times 0.25 = 38,525円$ (端数処理前) $38,500円$ (端数処理後) (納付税額)
6 及び 7 (省略)	6 及び 7 (同左)